

医療史第11回 GHQの医療政策

第11回

「日本医療史」(新村拓)も
参照ください

第2次世界大戦の終了

- 1945年8月15日：日本は敗戦した
- GHQ(連合国最高司令官総司令部)の占領
- 公衆衛生福祉局(PHW): 医療福祉分野担当
 - 局長: サムス准将が5年8か月の占領期の日本の医療・福祉政策を指導

占領政策

- 本土：間接統治方式
 - ドルではなく、円を用いる
 - 日本の官僚機構を用いる
- 沖縄：直接軍政
 - 通貨はドルを用いる
 - 米軍が直接統治

本土の医療政策

GHQ/PHWの命令や指示



日本政府/厚生省



厚生省が実施

公衆衛生福祉局(PHW)の任務

- 占領軍の保護
- 占領政策遂行の基盤整備
- こうした責務のもとに
 - 医療・保険・福祉全般の政策を実施

PHWの実施した政策(1)

- 感染症対策

(原因)

- 栄養水準の低下
- 引揚者や復員者の増加

(対策)

- 検疫体制の強化
- 病状把握のための全国調査
- 予防対策
- (衛生環境整備、隔離医療機関、資材薬品の整備)

PHWの実施した政策(2)

- 食糧不足

(原因)

- 資材や労働力不足による農業生産の減少
- 天候不振・風水害による不足
- 外地からのコメの移入停止
- 食糧メーデーなど、社会不安の動き

(対策)

- 食糧放出(援助物質での給食、脱脂粉乳)、
- 国民の栄養調査

PHWの実施した政策(3)

- 政策的な改革

(敗戦直後)

- 急性伝染病の鎮静化
- 最低限の食料供給

(生活基盤の整備後)

- 行政機構・医療機関の整備
- 法律の改正・作成

制度の改革(1)

- 厚生省に衛生3局
 - 公衆保健局
 - 医務局
 - 予防局

- これらの3局は、法学士ではなく医官をあてた

制度の改革(2)

- 地方行政機構の改革
 - 都道府県に衛生部と民生部の設置
 - 衛生警察部門: 警察から保健所へ
 - 保健所: 地方における公衆衛生の向上および増進を目的
 - 病院の実態調査: 軍以外の医療機関の再開(米軍みずからの治療にも必要であった)
 - 軍関係の病院の厚生省移管: 146の軍施設から国立病院、国立療養所へ

戦争直後の病院

- 病院建物の破壊
- 医師をはじめとした職員の徴用、応召による人員不足
- 医薬品や医療機器の払底
- 軍病院の国立病院、国立療養所化

法的な整備

- 日本国憲法：25条「生存権」
- 医療法、保助看法、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法などの整備